

○人身安全関連事案対処プロジェクトチームの設置及び運用要綱の制定について（通達）

（平成26年3月14日岡生企第213号/岡少第89号/岡生環第114号/岡捜一第43号/岡機捜第13号警察本部長例規）

（概要）

この度、人身安全関連事案対処プロジェクトチームの設置及び運用要綱を制定し、平成26年3月20日から施行することとした。

この要綱は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）について、警察本部において一元的に対処する人身安全関連事案対処プロジェクトチームの任務、体制、職務、その他運用に関し必要な事項を定めるものである。